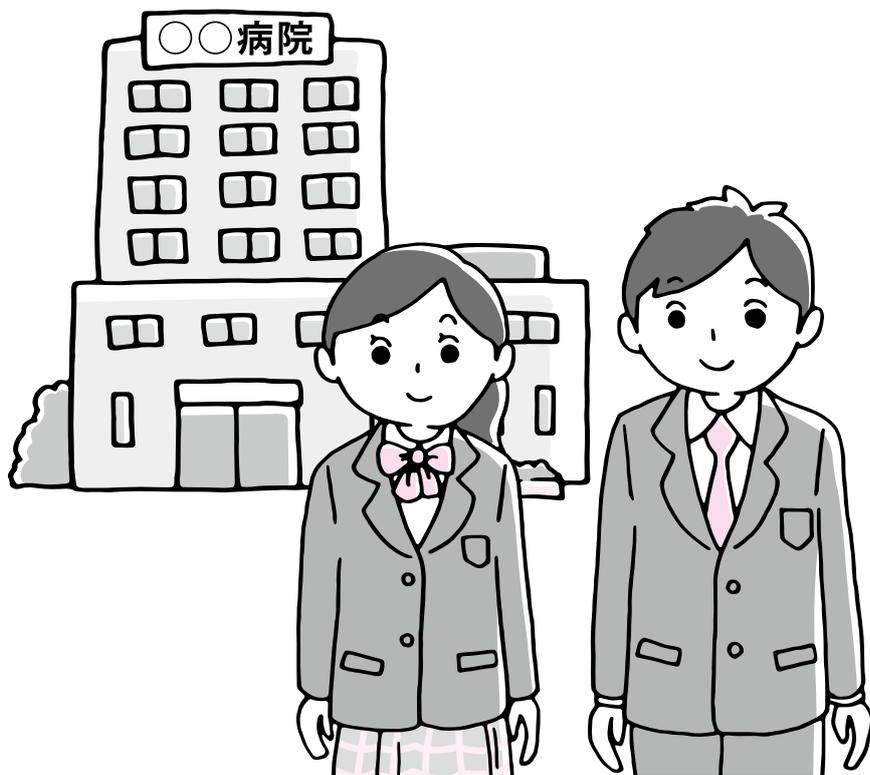


# 8月から使える受給券を発行します

市では、高校生相当年齢の子どもにかかる医療費の一部を助成しており、8月からは子ども医療費助成受給券(受給券)を利用できるようになります。事前に必要な申請方法などについて、お知らせします。



現在、高校生相当年齢の子ども  
の医療費は、医療機関の窓口で支  
払いをした後に、自己負担額との  
差額を受け取るための申請が必要  
です。

8月からは、受給券を使用する  
ことで、中学3年生までの医療費  
助成と同じように、医療機関の窓  
口での支払いを自己負担額のみ  
にすることができず。

**対象** 高校生相当年齢(15歳になっ  
た後の最初の4月1日～18歳に  
なった後の最初の3月31日)の  
子ども

**自己負担額** 入院1日200円、  
通院1回200円、調剤は無料  
(市町村民税所得割非課税世帯  
は入院・通院も無料)

また、8月以降に、同月内・同  
一医療機関で受診する場合、入院  
は11日目以降、通院は6回目以降  
の自己負担額は無料となります  
(中学3年生までの医療費も対象  
です)。

**受給券の発行には  
申請が必要です**

対象となる高校生相当年齢の子  
どもの保護者に申請書類を送付し  
ます。6月23日(金)当日消印有効  
までに、同封の返信用封筒を使っ  
て返送してください。

**受給券を  
使用できなかった場合は**

県外の医療機関を受診した時な  
ど、受給券を使えなかった場合は  
申請することで支払った医療費と  
自己負担額の差額が受け取れます。  
**申請窓口** 子育て支援課(市役所  
2階)、健康増進課(保健福祉館  
内)、下総・大栄支所  
**申請期間** 支払日の翌月から2年  
以内

**申請方法** 市ホームページ([http://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page136500\\_00017.html](http://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page136500_00017.html))または申請窓口にある申請書と必要書類を申請窓口へ  
※くわしくは子育て支援課(☎20・15300)へ。

## 高校生相当年齢以下の子ども医療費

対象	受診年月	受給方法	自己負担額	備考
高校生相当年齢の子ども	令和4年4月～5年7月	医療機関で支払い後、申請が必要	入院1日200円、 通院1回200円、 調剤は無料 (市町村民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料)	—
	令和5年8月から	受給券を使用可 (発行には申請が必要)		同月内・同一医療機関で受診する場合、入院は11日目以降、通院は6回目以降は無料
中学3年生まで	令和5年7月まで	受給券を使用可		—
	令和5年8月から			同月内・同一医療機関で受診する場合、入院は11日目以降、通院は6回目以降は無料